

『通常規模型通所介護事業所 利用料金表』

(1) 厚生労働大臣の定める基準によるもの (単位数)

所要時間	要介護度	基本単位	加 算	合 計 (単位数)	ご利用者さま負担額 (円)	
			機能訓練 I・II	サービス提供体制強化加算 (I)イ	1割負担	2割負担
3時間以上 4時間未満	要介護 1	3 6 2	102 (46+ 56)	18	4 8 2	4 8 9 円
	要介護 2	4 1 5			5 3 5	5 4 3 円
	要介護 3	4 7 0			5 9 0	5 9 9 円
	要介護 4	5 2 2			6 4 2	6 5 1 円
	要介護 5	5 7 6			6 9 6	7 0 6 円
						1, 412 円

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.14円を乗じて算定し、ご利用者さま負担はその1割、または2割の額となります。

計算例：□保険負担額が1割、要介護1の方が利用され機能訓練をしていただいた場合。

合計単位数：3 6 2 + 1 0 2 + 1 8 = 4 8 2 単位

482単位×10.14円=4,887円 (端数切り捨て)

介護保険給付額：4,887円×9割=4,398円 (端数切り捨て)

ご利用者さま負担金：4,887円-4,398円=489円

□保険負担額が2割、要介護1の方が利用され機能訓練をしていただいた場合。

合計単位数：3 6 2 + 1 0 2 + 1 8 = 4 8 2 単位

482単位×10.14円=4,887円 (端数切り捨て)

介護保険給付額：4,887円×8割=3,909円 (端数切り捨て)

ご利用者さま負担金：4,887円-3,909円=978円

※ 1単位あたりの単価 (福岡市：10.45円、北九州市、飯塚市：10.14円)

(2) 加算額

個別機能訓練加算 (I・II)

加算区分	加算(単位)	加算額(円)	ご利用者さま負担額(円)	
			1割	2割
個別機能訓練加算 (I)	46単位	466円	47円	94円
個別機能訓練加算 (II)	56単位	567円	57円	114円

## 介護職員処遇改善加算（I）

介護職員処遇改善加算とは、平成24年度介護保険制度改革において、介護職員の人材確保・処遇改善安定により、介護保険サービス提供の質の向上を図る目的で創設された介護報酬の加算であり、合計単位数にサービス別加算率（通所介護・予防／5.9%）を乗じた単位数の1割、または2割をご負担いただきます。

所要時間	要介護度	基本単位	加 算		合 計 (単位数)	ご利用者さま負担額 (円)	
			個別機能 訓練 I、 II	サービ ス提供 体制強 化加算 (I)イ		1割負担 (円)	2割負担 (円)
3時間 以上 4時間 未満	要介護1	362	102 (46+56)	18	482	29円	57円
	要介護2	415			535	33円	65円
	要介護3	470			590	36円	71円
	要介護4	522			642	39円	77円
	要介護5	576			696	42円	83円

計算例：□保険負担額が1割 要介護1の方が利用し、機能訓練をしていただいた場合。

合計単位数：482単位×0.059=28単位（小数点以下四捨五入）

（482単位+28単位）×10.14円=5,171円（端数切り捨て）

介護保険給付額：5,171円×9割=4,653円（端数切り捨て）

ご利用者さま負担金：5,171円-4,653円=518円

□保険負担額が2割 要介護1の方が利用し、機能訓練をしていただいた場合。

合計単位数：482単位×0.059=28単位（小数点以下四捨五入）

（482単位+28単位）×10.14円=5,171円（端数切り捨て）

介護保険給付額：5,171円×8割=4,136円（端数切り捨て）

ご利用者さま負担金：5,171円-4,136円=1,035円

※計算例は1日あたりの目安額であり、要介護度や利用日数により端数処理が生じるため、若干金額が相違します。

『北九州市予防給付型通所サービス料金表』

(1) 北九州市予防給付型通所サービス料金表

	介護予防通所介護費 (単位／月)	ご利用者さま負担額	
		1割	2割
要支援1	1, 647単位	1, 670円	3, 340円
要支援2	3, 377単位	3, 425円	6, 849円

(2) 加算額

加算区分	加算 (単位／月)	加算額 (円)	ご利用者さま負担額 (円)	
			1割	2割
運動器機能向上 加算	225単位	2, 281円	229円	457円
サービス提供体制 強化加算 (I) イ	要支援1	72単位	730円	73円
	要支援2	144単位	1, 460円	146円
				292円

## 介護職員処遇改善加算（I）

介護職員処遇改善加算とは、平成24年度介護保険制度改正において、介護職員の人材確保・処遇改善安定により、介護保険サービス提供の質の向上を図る目的で創設された介護報酬の加算であり、合計

単位数にサービス別加算率（通所介護・予防／5.9%）を乗じた単位数の1割、または2割をご負担いただきます。

	介護予防通所介護費 (単位／月)	ご利用者さま負担額	
		1割	2割
要支援1	1, 647単位	99円	197円
要支援2	3, 377単位	202円	404円

計算例：□負担額が1割で要支援2の方が、運動器機能向上訓練をしていただいた場合。

合計単位数：3, 377単位 + 225単位 + 144単位 = 3, 746単位

3, 746単位 × 0.059 = 221単位（小数点以下四捨五入）

(3, 746単位 + 221単位) × 10.14円 = 40, 225円（端数切り捨て）

介護保険給付額：40, 225円 × 9割 = 36, 202円（端数切り捨て）

ご利用者さま負担金：40, 225円 - 36, 202円 = 4, 023円

□負担額が2割で要支援2の方が、運動器機能向上訓練をしていただいた場合。

合計単位数：3, 377単位 + 225単位 + 144単位 = 3, 746単位

3, 746単位 × 0.059 = 221単位（小数点以下四捨五入）

(3, 746単位 + 221単位) × 10.14円 = 40, 225円（端数切り捨て）

介護保険給付額：40, 225円 × 8割 = 32, 180円（端数切り捨て）

ご利用者さま負担金：40, 225円 - 32, 180円 = 8, 045円

### （3）その他の費用

項目	区分	料金
滞在時間延長費	30分毎に	1, 500円
おむつ	パット	40円
	紙オムツ（テープ式）	1枚につき 130円
	紙パンツ	1枚につき 150円
教養娯楽等に要する費用で ご本人様負担となるもの	要した費用の実費	
暫定ケアプランの結果が、 非該当で出た場合の利用料 について	1回の利用料（介護料）を5, 000円とさせて いただきます。	